平成２６年（フ）第４８０１号
大阪市此花区伝法４丁目２番10号
債務者　系　　薫（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８０６号
大阪市港区築港４丁目７番16号　ベル・ドミュール403号
債務者　高宮城日富美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８０８号
大阪府東大阪市加納８丁目４番12号　加納ハイツ501号
債務者　壽山　京子（旧姓矢島）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８１１号
大阪市都島区高倉町１丁目９番17号　さぬきマンション高倉403号
債務者　福嶋　浩之
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０５号
北海道登別市新生町２丁目５番地17、前住所北海道室蘭市八丁平１丁目14番43号
債務者　白川　雅人
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
盛岡市下太田下川原22番地２
債務者　岩泉誉志子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８８号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字二本松1997番地２―406
債務者　眞鍋　栄子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５７号
新潟市江南区山二ツ381―４、旧住所・住民票上の住所新潟県上越市南高田町３番16号プラザトム104号
債務者　名取　義昭
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１７５号
静岡県富士市横割４丁目12番12号
債務者　岡元　研二
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１７６号
静岡県富士市横割４丁目12番12号
債務者　岡元　淑子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２１４号
静岡県富士市石坂606番地の９　雇用促進住宅２―404号
債務者　渋谷　志朗
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３１０号
和歌山県紀の川市上野26番地７
債務者　山本　千津
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２３号
和歌山県有田郡有田川町大字田口1300番地１
債務者　江川　雄規
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２６号
和歌山市加太1070番地の29
債務者　濵井由美子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２８号
和歌山市黒田304―２　ジェイドⅡ103号室、住民票上の住所和歌山市出島34番地の７
債務者　原　　誠作
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３号
山口県宇部市西梶返２丁目８番23―２号モン・シャンブル103号、従前の住所山口市大内御堀268番地１　カサミランＡ102
債務者　門之園光男
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１９４号
香川県高松市香川町浅野230番地３
債務者　髙畑　　禅
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁446番地４
債務者　西山たか子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
高松地方裁判所観音寺支部